

[明石市労働組合連合会への回答]

年末一時金及び 2023 年度賃金改善等
に関する要求について（最終回答）

みだしのことについて、次のとおり回答します。

- 1 期末勤勉手当については、本年の人事院勧告どおり、一般職にあっては、支給率を年間 0.1 月引き上げ、本年 12 月 1 日に遡及するための条例改正案を本年 12 月議会に提出します。

また、現行の条例・規則等に基づく期末勤勉手当は、12 月 8 日に支給し、改正後の条例・規則等に基づく期末勤勉手当の差額は、12 月 28 日に支給する予定です。

（参考：現行の支給率）

期 末 手 当	1.200 月(再任用職員 0.675 月)
勤 勉 手 当	1.000 月(再任用職員 0.475 月)
合 計	2.200 月(再任用職員 1.150 月)

（参考：改正後の支給率）

期 末 手 当	1.250 月(再任用職員 0.700 月)
勤 勉 手 当	1.050 月(再任用職員 0.500 月)
合 計	2.300 月(再任用職員 1.200 月)

2 給料月額については、本年の人事院勧告どおり、若年層に重点を置いて引き上げ、正規職員及び再任用職員に対して、本年4月1日に遡及するための条例改正案を本年12月議会に提出します。

また、改正後の条例・規則等に基づく差額分は、期末勤勉手当の差額とあわせ、12月28日に支給する予定です。

3 任期付短時間勤務職員及び会計年度任用職員の給与改定については、国の通知に則った運用に向け、引き続き検討していく考えです。

4 来年度から会計年度任用職員に対する期末手当の支給月数を正規職員と同様とし、新たに勤勉手当の支給を可能とする条例改正案を本年12月議会に提出します。

また、勤勉手当の支給月数については、正規職員と同様とします。

5 保育教育職の会計年度任用職員（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）の給与については、上記の人事院勧告に基づく給与改定及び勤勉手当の支給に合わせて、年収ベースで民間事業所における保育教育職の職員との均衡を図るため、給与水準の適正化を図る考えです。

具体的には、保育教育職の会計年度任用職員については、来年度から、給料月額の基礎となる給料表の号給について、7号給引き下げる考えです。

また、保育所及び幼稚園に勤務する用務員、調理員、介助員等の会計年度任用職員については、学校に勤務する同職種の職員と給与の額に差が生じていることを踏まえ、来年度から、給料月額の基礎となる給料表の号給について、職種に応じ5号給から7号給引き下げるなどの給与水準の適正化を図る考えです。

なお、給与水準の適正化後においても、人事院勧告に基づく給与改定及び勤勉手当の支給による給与の引上げにより、現行の年収を20万円以上、上回ることとなります。

今後も、保育所及び幼稚園に勤務する会計年度任用職員の昇給制度を含む給与水準については、他市及び民間事業所における保育教育職の職員の給与水準や本市における採用試験の応募状況等を注視しながら、状況に応じ、必要な措置を検討していく考えです。

- 6 本市の再任用制度については、担当者を現行どおり2級とし、係長級職員を来年度から、職務、職責に応じ3級又は4級に格付けをする考えです。
また、再任用職員の給与水準については、今後も、財源の問題や、近隣他市との均衡も考慮しながら、引き続き、検討していく考えです。
- 7 61歳以上の行政職等給料表（技能労務職給料表を含む）5級在級職員の職務内容については、現行の係長等の監督職の職務に加え、新たに担当者の職務、職名を設ける考えです。
なお、当該職員の給与については、職務、職名毎に一定の差を設けるなど、職責に応じた給与となるよう、具体的な取扱いについて、引き続き検討していく考えです。
- 8 高齢者部分休業については、60歳以上の正規職員を対象として、勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間を超えない範囲で休業を可能とする制度を来年度から導入するため、本年12月議会に条例案を提出します。